

## 第18回国民経済計算体系的整備部会 議事録

1 日 時 令和元年10月25日（金）9:30～11:25

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、白塚 重典、野呂 順一

【臨時委員】

菅 幹雄、山澤 成康

【専門委員】

小巻 泰之、斎藤 太郎、新家 義貴、滝澤 美帆、宮川 幸三

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
日本銀行

【審議対象の統計所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、広田国民経済計算部長、  
尾崎企画調査課長、浦沢国民支出課長

【事務局】

（総務省）

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、山岸企画官、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）室：金子統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、広田国民経済計算部長、  
尾崎企画調査課長

4 議 事

- （1）部会長代理、タスクフォースの構成員、同座長、同座長代理の指名
- （2）第7期統計委員会国民経済計算体系的整備部会のミッションについて
- （3）国民経済計算の次回基準改定について
- （4）分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について
- （5）QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応：うるう年調整について
- （6）生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発

## 5 議事録

○宮川部会長 それでは、ただ今から第18回国民経済計算体系的整備部会を開催させていただきます。

御案内のとおり、10月18日に開催されました第142回統計委員会におきまして、私、宮川が引き続き北村委員長から部会長に指名されました。よろしくお願いいたします。

本部会の構成員はお手元にお配りしている参考1のとおり、委員5名、臨時委員2名、専門委員5名になります。そのほかオブザーバーとして、関係府省、日本銀行、それから本日は業務都合により御欠席ですが、地方公共団体から東京都と長野県の方にも御出席をいただいております。

ここで、本日が任命後初めての部会となりますので、委員の皆様から一言ずつ御挨拶をいただければと思います。それでは、私から見て左の宮川専門委員からお願いいたします。

○宮川専門委員 立正大学の宮川と申します。よろしくお願いいたします。

○滝澤専門委員 学習院大学の滝澤と申します。本日から初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山澤臨時委員 跡見学園女子大学の山澤と申します。よろしくお願いいたします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所の野呂でございます。よろしくお願いいたします。

○中村委員 法政大学の中村でございます。よろしくお願いいたします。

○白塚委員 慶應大学の白塚です。よろしくお願いいたします。

○川崎委員 日本大学の川崎です。よろしくお願いいたします。

○菅臨時委員 法政大学の菅と申します。よろしくお願いいたします。

○新家専門委員 第一生命経済研究所の新家です。よろしくお願いいたします。

○斎藤専門委員 ニッセイ基礎研究所の斎藤です。よろしくお願いいたします。

○小巻専門委員 大阪経済大学の小巻です。よろしくお願いいたします。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それから、こちら側には、皆様との連絡窓口となる統計委員会担当室のほか、総務省政策統括官（統計基準担当）室の方々、国民経済計算の実務部門をされている内閣府の方々等がいます。皆様と御連絡をとって進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日の議事は、議事運営関連2件、SNA基準改定関連1件、QE関連2件、SNA年次推計関連1件の計6件となっております。

それでは、本日用意されている資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 本日の配布資料ですけれども、議事次第にありますとおり、まず資料1がタスクフォース構成員名簿、資料2が第7期統計委員会国民経済計算体系的整備部会のミッションについて、資料3が国民経済計算の次回基準改定について、資料4が分配側QNAの試算概要、資料5がQEにおけるうるう年調整について、資料6が生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究についてとなります。

また、併せて参考としまして、参考1が国民経済計算体系的整備部会構成員名簿、参考2が国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について、参考3が国民

経済計算体系的整備部会における当面の審議予定、参考4が生産面を中心に見直したGDP統計への整備に係るスケジュール、参考5が『公的統計の整備に関する基本的な計画』別表の一部抜粋、参考6が生産側QNAについてとなります。

資料の説明は以上となります。過不足等ありましたら、お申し出ください。

事務局からは以上となります。

○宮川部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、部会長代理、タスクフォースの構成員、同座長、同座長代理の指名についてです。

まず、部会長代理の指名ですが、統計委員会令第2条第5項の規定により、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する」とされております。私としては、引き続き中村委員に部会長代理をお願いしたいと思います。中村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○中村委員 お引き受けいたします。

○宮川部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

続いて、タスクフォースの構成員、座長、座長代理の指名についてです。10月18日の統計委員会で、本部会に所属する委員が新たに指名されました。現在、国民経済計算体系的整備部会には、SUTタスクフォースとQEタスクフォースの2つが設置されています。平成30年3月22日の国民経済計算体系的整備部会で決定した「国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について」において、「国民経済計算体系的整備部会部会長は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中からタスクフォースの座長、座長代理、その他の構成員を指名する」とされております。この規定に基づき、タスクフォースのメンバーと座長、座長代理について資料1のとおり指名したいと思います。具体的に申しますと、SUTタスクフォースの構成員のうち、座長は中村委員、座長代理は私が務めます。また、QEタスクフォースの構成員のうち、座長は山澤臨時委員、座長代理を私が務めるという案です。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、第7期統計委員会国民経済計算体系的整備部会のミッションについてです。

前期においても、国民経済計算体系的整備部会の委員をお務めいただいていた方が多いのですが、新たに本部会に所属された委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて国民経済計算を取り巻く環境とそれを踏まえた部会運営に関する私なりの考え方を御説明したいと思います。

また、それに引き続きまして、本部会の当面の審議予定について事務局から説明をいたします。

まずは、「資料2 第7期統計委員会国民経済計算体系的整備部会のミッションについて」で御説明をさせていただきたいと思ひます。

これは、大きく4つに分けております。最初に、私が考える国民経済計算体系的整備部

会の役目なのですから、政府がより良い国民経済計算体系を提供できるよう、作成部局である内閣府に対して専門的見地から提言を行うということであろうかと思えます。

ただ、国民経済計算は多くの一次統計及び行政記録、民間データなどを利用して、複雑な推計を重ねて作成をされているということは皆様よく御存じかと思えます。こうした国民経済計算に関連する各種の統計との連携性、それから、推計精度の向上に関して提言を行うことも国民経済計算体系的整備部会の役割であると思っております。また、そうしたことを国民経済計算体系的整備部会と名前を変えてから、生産動態統計などとの連携などでいろいろと実施してきたところでもあります。

特に、今後、年次推計の基礎となるSUT（供給・使用表）の構築に当たっては、これまでにない試みになりますので、内閣府・総務省をはじめとする関連各府省との調整も含め、専門的知見に基づくしっかりとした方向性を示す責務があると考えております。

当面の課題ですけれども、具体的には後で事務局から御説明がありますが、私としては長期的、中期的、短期的という課題に分けて少し整理をしてみました。

まず、長期的課題につきましては、先ほど申し上げましたSUTをベースとした年次推計の構築。これはある意味でSNAの構造改革とも呼べる部分です。第Ⅲ期基本計画に基づいて、これまでも着々と関連統計の整備や部門、分類の策定を行ってきております。今後も工程表に基づいて、SUTタスクフォースを舞台に着々と進めていきたいと思えます。これに係るスケジュール表が参考4です。これまでの委員を務められた皆様はよく御存じかと思えますが、こうした非常に長期にわたるプロジェクトということになります。

最終的な完成は2030年時の基準改定であろうと。ただし、学会や諸外国のSNAで様々な試みが提案されたり具体化されていくという可能性があります。当部会ではこうした試みを当初のスケジュールに含まれていないからということで排除をしないで、検討を行うという前向きな姿勢を維持していきたいと考えております。

次に、中期的課題です。2020年の基準改定及び年次推計の改善というのがこの範囲に入るかと思えます。この改定は、基本的には2015年の産業連関表と2015年基準の物価をベースにした改定になるかと思えます。

ただし、GDPの水準が変化します。この変化はやはり注目を集めることが予想されます。審議過程において、変化する項目に関してしっかりとしたアカウンタビリティが保持できるよう十分な議論を重ねる必要があるかと思えます。

3番目は短期的な課題です。これは生産側QNAの推計と公表の方針を定めることが一番の目的かと思っております。この課題は、本来は2019年3月期に結論が出ているはずでしたが、諸般の事情によって遅れております。主な論点としては、まず1つ目として、生産側QNAを公表している諸外国と比べて、支出側QNAとのかい離をどのように説明できるのかということ。2点目として、公表するとすればどのような形が妥当かということ。これを早急に検討する必要があると思えます。また、三面ということを考えれば、分配側QNAの検討も進めなくてはなりません。分配側は年次データの利用を再検討した精度向上の余地もあることから、年次、四半期をまとめて時間をかけて検討していく必要があるのではないかというのが私の見解でもありますし、これまでの議論の流れでもあるかと思

ます。これにつきましては本日も少し議題に上ることになるかと思えます。

こうしたことをまとめて、全体的にはどのような方向で国民経済計算体系の精度を高めていくかということですが、1つ言えるのは、これは基本計画や統計改革推進会議でも議論をされておりますが、国民経済計算は、供給サイドの統計充実と推計改善によって精度の向上をしていく方向であろうと考えます。

また、それをある意味一貫していくことで、先ほど申しました年次推計や四半期推計との整合性も高めていく、そういうことによって、できれば改定のずれといったものをできるだけ少なくとどめるような努力をしていきたいということではないかと思えます。

もちろん、供給サイドの方も調査対象の負担軽減というもう一つ重要な課題があります。この精度向上と負担軽減のギャップを埋めるべく行政記録情報の活用と新たな推計の考え方の採用をしていかななくてはなりません。そのためには、委員の方々の知見が是非とも必要になると考えております。

また、これからも国民経済計算は、ユーザーサイドからの声と要望に対して、誠実に対応していかななくてはならず、部会はこのユーザーサイドからの声や要望に対して適切な対応策を提言したり、情報提供を促す役割を担っていくべきだと考えております。

このように国民経済計算体系的整備部会の役目は多岐にわたっております。また検討すべき課題も多くなっております。一方、検討時間も限られております。こうしたことから本部会とタスクフォースの議論の分担を明確にし、効率的な議論を行いたいと考えております。

また、国民経済計算体系は、現在も多くの方が利用しており、このためそれぞれの課題について完全な解決を目指すというよりも、改善された課題を随時人々に提供していくというようなやり方で臨んでいきたい。これは途中で諦めるとかそういうことではなくて、その都度随時改善して、また課題を作りながら進んでいくということだと思います。

ただ、いたずらに議論を短縮するという方法はこれまでもとっていません。これまでの委員の方々、皆様御存じのように、普通の委員会というのは大体2時間程度ですけど、御経験があるように朝9時からとか本日もそうですが、9時半からということで、皆様には非常に長時間にわたって議論していただいております。ですから、ある時点で結論は出さなくてはいけませんけれども、それまでの過程では熟議を尽くすという、これまでの方針を続けていきたいということです。

以上が、私から提案いたしました国民経済計算体系的整備部会のミッションというものです。どうも御清聴ありがとうございます。もし御質問やコメント等ありましたら、これからの事務局からの御説明が終わってから、また改めてお願いいたします。

それでは、続きまして、事務局から御説明申し上げます。

**○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官** それでは、A3横の参考3、国民経済計算体系的整備部会における当面の審議事項を御覧ください。本部会では、参考5として配布しておりますが、第Ⅲ期基本計画の課題を中心に審議しております。

先ほど部会長からも御説明がりましたが、課題はその推計の時間軸に沿ってQE関連、SNA年次推計関連、SNA基準改定関連、その他・基礎統計関連、さらに裏側を見てい

ただきまして、SUTタスクフォースにおいて審議が予定されているSUT関連の課題となります。

第Ⅲ期基本計画は、取りまとめから既に1年半が経過しております。このためいずれの課題も検討が進められており、既に部会で審議したものも多くあります。なお、これら基本計画関連の課題以外にも、いずれも軽微案件となりますが、「3. 上記以外の課題」として2件を予定しています。

表面に戻っていただきまして、本表の見方及び内容について具体的に御説明いたします。

QE関連の課題、上から2つ目の行の一番左の箱を御覧ください。こちらは本日審議を予定している生産面及び分配面の四半期別GDP速報についての課題です。冒頭にページ番号としてP46と記載しております。これは参考5にあります基本計画別表の記載のページとなります。

本文は、「生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る」となっておりますが、これは第Ⅲ期基本計画の記述をそのまま抜き書きしたものです。

そのまま右を御覧いただきますと、当面の具体的な課題が整理されております。本課題は、本年3月までに結論を得ることとされておりましたが、更なる検討が必要ということで継続して審議されているものです。生産面については公表に向けた検討、より難易度が高い分配面については研究を継続と整理しております。

その右隣、実装／研究と記載しておりますが、これは生産面は実装に向けて具体的な検討が必要、これに対して分配面は当面は実装を見通すことが難しいことから、研究を続けるという意味です。

次の段は、第Ⅲ期基本計画における担当府省を記しており、この課題の担当府省は内閣府となります。

具体的な審議内容としては、令和元年度下期は生産面では諸外国の改定状況等の確認、推計方法の改善、それらを踏まえた公表可否の検討などとなります。

分配面では、残された課題とその検討に向けた時間軸の整理、それに基づく検討結果の報告となります。

令和2年度には、一定の結論を得ることが目標です。生産面では公表の開始、分配面では研究の取りまとめを目指すこととしたいとしております。

このような整理の方法は、他の課題も同様ですので、時間の制約を踏まえまして残りの課題は概要のみ紹介させていただきます。

QE関連ですが、1つ上の課題は四半期別法人企業統計調査の一部早期化です。これはQEに利用している設備投資等について、一次QEに間に合わせることを目標としております。

続いて、SNAの年次推計関連です。冒頭にP44と記載されている課題は、第一年年次推計と第二年年次推計との改定差の縮小を図るものです。

続いて、P46と記されている課題ですが、これはSNAにおける基礎統計の利用方法の改善を図る内容です。

続きまして、50ページと記載されているものは、SNAの精度向上に向けた研究開発プロジェクトです。本日も御審議いただく予定ですが、今後は分配面を含めた三面の整合性等に関する研究が中心となります。

続きまして、SNA基準改定関連です。

47ページと記載されておりますのは、建築物リフォーム・リニューアル調査を正確に反映するという内容です。既に本年6月に公表された2015年産業連関表には反映されておりますので、今後はSNAの基準改定作業において、この産業連関表を取り込む過程で、その遡及方法等の検討が課題となってまいります。

次の50ページと記されている2つの課題は、SNAに係る国際的な基準に定められているものの、現在の日本のSNAでは未対応となっているものについて、具体的に次回の基準改定の機会を捉えて新たに取り込むという内容です。具体的には、娯楽作品等の総固定資本形成への計上、リースのオペレーティングリースとフィナンシャルリースへの分割となります。こちらも本日御審議いただく予定です。

続いての課題ですが、この課題は基本計画には直接的な記述はありませんが、近年訪日外国人の拡大などもあり、利用拡大が進んでいることも踏まえ、基準改定の機会を捉えて住宅宿泊事業、いわゆる民泊をシェアリング・エコノミーの関連として新たに記録を行うという課題となっています。

表面の最後となりますが、その他・基礎統計関連としては2つあります。

1つは、43ページと記されている法人企業統計調査の欠測値補完方法の改善等です。もう1つは消費者物価指数に係る家賃の品質調整です。これらの課題に関しては、既に一度部会審議を行っており、担当府省において現在それを踏まえた検討が進められております。その検討結果について、令和2年度に改めて審議することを予定しております。

裏面に移っていただきまして、SUTタスクフォースにおける審議予定の課題です。技術的な課題も多く、やや分かりにくい内容も含まれますが、時間の制約から詳細に係る説明は省略させていただきます。

初めに46ページと記されておりますのは、基準年SUT・産業連関表の部門構成に係る、言い替えますと表の大きさ、詳細さに係る課題です。

続いて、47ページと記されているものが、生産物分類に係る課題です。これまで作成されてこなかったサービス分野を含む、生産物分類全体の作成を目指すものとなっております。

44ページと47ページとが同じ箱に分類されておりますが、こちらは建設総合統計の精度向上に係る内容です。

続いて49とありますのは、教育の中間投入構造の把握を目指す課題となっております。

同じく49ページですが、2つの課題がありますが、いずれも産業連関表に係るものです。上段は自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するものです。下段は、現在の購入者価格にかえまして、税金及び補助金を控除した基本価格表示による産業連関表の作成に係るものとなっております。

参考3では、令和2年度までの審議予定を整理しておりますが、実際にSUT体系に完

全移行するのは2030年度と見込まれております。先ほど部会長からも御紹介がありました参考4を御覧ください。

右側の中ほどの吹き出しですが、まず、2024年度にはサービス分野に係るSUTが整備されます。その5年後、2029年度には財分野を含む全産業のSUTが整備されます。そして、2030年度にそれを踏まえたSNAの基準改定が実施される計画となっております。非常に息の長い整備計画となります。

さて、参考3に戻っていただきまして、最後の「3. 上記以外の課題」となります。いずれも軽微な報告案件ですが、2つの課題が残されております。

1つは、本日審議予定の季節調整に係るものとなっております。もう1つは雇用者報酬の接続方法に関する確認です。なお部会とSUTタスクフォースはそれぞれ年間4回程度の開催を見込んでおります。

この間、QEタスクフォース関連の課題は数が限られていることから、当面はQEタスクフォースは単独で開催せず、部会審議に吸収する予定としておりますが、必要に応じて適宜開催することを考えております。

私からの報告は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。これはあくまで現時点での予定ではありますが、今説明があった予定で当面の審議を進めたいと考えております。私の報告も含めまして、委員の皆様から何か御質問があればお願いをいたします。

山澤臨時委員、どうぞ。

○山澤臨時委員 QEの民間最終消費支出と民間企業設備の需要側と供給側の統合比率についてなのですが、去年と一昨年は11月ぐらいに検討していましたが、今年はどうするかということ、また、来年基準年改定があるとしたら、せめて来年は統合比率の見直しが必要ではないかと思っておりますので、スケジュールはどうなっているのかがうかがいたい。

○宮川部会長 まず、内閣府からお願いします。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 国民経済計算部の広田でございます。お答えいたします。

需要側、供給側の統合比率につきましては、御指摘のとおり経済統計環境の変化や推計方法の変更に応じて適切に見直されるべきものと認識しております。

当面、そういう意味では、本日も御審議いただきますけれども、基準改定で時系列も大分変化することが見込まれますので、そのタイミングでしっかり検証して、見直すということがあり得るのではないかと認識しております。

○宮川部会長 よろしいですか。

この問題は、QEタスクフォースを中心に1年以上にわたって議論をされてきた課題でもあります。1つの焦点はもちろん需要側と供給側の比率の問題でもありますが、ある意味、ユーザー側からは早目に情報が欲しいということがあったのも確かですので、基準改定のときになるべく早目にこの部分についても皆様に情報が提供できるようにしていただきたいと思います。

そのほか、何かコメントありますでしょうか。よろしいですか。それでは、今、御説明

したような予定で当面の審議を進めたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは次に、国民経済計算の次回基準改定についてです。内閣府から御説明をお願いいたします。

**○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** ありがとうございます。次回の基準改定につきまして、私どもで考えております案を御説明申し上げます。資料3を御覧いただきたいと思います。

おめくりいただきまして、1ページ目ですが、国民経済計算における基準改定ということで、皆様、先刻御承知の内容ではありますが、御紹介をさせていただきます。

約5年おきに作成される「産業連関表」、「国勢統計」といった構造統計をベンチマークとして取り込んで、過去の計数を再推計するという作業をほぼ産業連関表が作成されるサイクルに併せて5年ごとに行っているところです。

同時に国際基準、SNAの新基準への対応、あるいは最近の経済環境の変化などを踏まえた経済活動の適切な把握に向けた推計方法の変更、改善といったものをこの基準改定の機を捉えて行っているところです。

参考のところで、近年の基準改定の経緯と申しますか、内容についてまとめています。各回とも対応する産業連関表の取り込みとともに、1995年の基準改定で93SNA、それから、2011年基準改定で08SNAというように、国際基準への対応も行ってきているところです。また、それも一部のものは少し次回に遅れて対応したり、あるいは逆に先行して対応したというようなこともあるということです。

2ページ目にお進みいただければと思います。次回基準改定、2015年基準改定ですが、実施時期は来年末、来年12月を目途に実施すると。2019年度の第一次年次推計公表と同時に公表したいと考えております。

2.の内容ですが、申し上げたことをなぞる形になりますけれども、1つは構造統計の反映によるベンチマークの変更です。2つ目が2008SNAへの対応、前回多くの部分で対応しておりますけれども、積み残した課題がありまして、そこでここに挙げております2点に対応したいと考えております。1つは娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての記録です。2つ目はリース区分について国際基準に応じてフィナンシャルリースとオペレーティングリースにしっかりと分けた記録をしたいと考えております。

3番目、それ以外の近年の経済動向などに応じた推計方法の改善ということですが、住宅宿泊事業の反映、いわゆる民泊というものですけれども、その把握を行いたいと考えております。

下のところに※印で記載してありますが、今回対応を考えておりますこれらの項目につきましては、統計法の第6条に基づく「作成基準」の「変更」という内容ではないと認識しております。勘定表が変わるといった大きな変更ではありませんので、そういうことであるということです。

3ページ目です。これも基準改定でどういうことをやるかという1つのイメージのために図を掲げております。上半分が2011年基準、現行基準で、その要となる産業連関表は2011

年表というのがしっかりあると。それに基づいて足下まで延長推計をしているという形であるわけですが、基準改定に伴い、下半分の世界ですけれども、今年の6月に出了た2015年表の産業連関表にベンチマークを移すと。それに基づいて、過去については現在作成作業中である接続産業連関表をベンチマークとして遡及して改定をする。また、足下についても延長推計をしていくというふうになるということです。

4ページ目です。4ページ目以降、申し上げました中身につきまして御説明をさせていただきます。

産業連関表における変更点をJ S N Aで取り込むという話ですが、上の枠囲みの中で1つ目の●に記載してあります事項、「R & Dの資本化」ですとか「雇用者ストックオプションの記録」、「防衛装備品の資本化」といったものは、今回の2015年表で新たに取り入れられたものではありませんが、J S N Aでは前回基準改定において導入済みです。

2つ目の●に掲げられております事項につきましては、今回のI O表の変更に伴って今回のJ S N Aの基準改定で対応をさせていただきたいと考えているものです。いずれも総固定資本形成として新たに計上されるものです。

1つ目が改装・改修、リフォーム・リニューアルとよくっておりますけれども、建設補修のうち改装・改修と見なされるものについて新たに総固定資本形成に計上すると。これが大体2015年表で7.5兆円程度計上されております。

それから、これまでのI O表で計上されていなかった分譲住宅の販売マージン、これが2.0兆円程度、それから非住宅不動産売買、事務所ですとか店舗といったものですが、そうしたものの売買取引の仲介手数料、こちらが0.1兆円程度新たにI O表において計上されておりますので、それらをJ S N Aでも取り込むということです。

下の表で、1つ目の一番インパクトの大きいリフォーム・リニューアル工事について記載してありますが、左側の現行の2011年産業連関表では、建設補修の産出額の中にはいわゆるメンテナンスといった維持・修理の部分とともに、能力や耐用年数の向上を伴う改装・改修が両方混ざっていたわけですが、なかなかその区別が難しかったということで、全て中間消費扱いとしておりました。

それが国土交通省の方で建築物リフォーム・リニューアル調査を実施していただきましたので、その中身の分割が可能になり、相当程度このリフォーム・リニューアル工事であるということで、こちらが総固定資本形成に計上されているところです。この分が総固定資本形成としてGDPに上乗せをされるということです。

次のページ、5ページ目です。こちらは2008 S N Aへの対応ということで、先ほども簡単に御紹介しましたが、基本計画において対応するとされておりますので、これに応じて対応するというを考えているところです。

下の枠囲みのところですが、娯楽作品の原本につきましては、いろいろなものがあり得るわけですが、我が国の国民経済計算においては、ここに掲げております4つのカテゴリーについて推計していきたいと考えております。

1つ目が映画の原本、それから2つ目がテレビ番組、3つ目が音楽、4つ目が書籍です。現行は非生産資産として記録をされておるわけですが、これを新たに総固定資本形

成とすることによって、その分GDPの押し上げ要因となるということです。

計測方法については、OECDのハンドブックなどで推奨されている手法にのっとりまして、映画、テレビ番組以外はロイヤリティ方式、得られる著作権等の収益から資産価値を計測するということが望ましいわけですが、基礎統計の制約等から、音楽と書籍についてはロイヤリティ方式、映画、テレビ番組については、これは難しいということで、コスト積み上げ方式で計測することを考えております。

この原本の資本化に伴いまして、その原本が生み出す収益についても取扱いが変更になります。

現行では、この著作権の原本自体を無形非生産資産として扱っておりますので、その使用料は財産所得の賃貸料の受払と位置付けられております。それが、この原本を総固定資本形成として記録するという対応に伴いまして、著作権使用に対する支払い、これは新たに「著作権等サービス」という資本サービスの1つであると整理をいたします。

そうしますと、ここで海外とのやりとりにつきましては財産所得の受払ではなく、サービスの輸出入ということになります。御案内のとおり音楽にせよ映画にせよ、著作権料の著作権サービスの輸出・輸入という意味で申しますと、圧倒的に我が国は輸入超過ですので、その分はGDPを押し下げる要因になります。そういう意味で、原本を固定資本形成として計上するという意味では押し上げ要因、他方で資本サービスの輸入というものを考えなくてはいけなくなるので、それは押し下げ要因となるということに留意が必要なところではあります。

続きまして、6ページ目です。もう1つの2008SNAへの対応、積み残し課題への対応ということで、固定資産のリース取引の記録についてです。

SNAでは、この固定資産のリース取引について、フィナンシャルリースとオペレーティングリースにしっかり分けて記録をせよとされております。

フィナンシャルリースは、法的所有権はリース会社、貸し手にあるわけですが、経済的所有権は借り手に移転して、リスクにせよ何にせよ借り手が負うというものであると。他方、オペレーティングリースにつきましては、法的所有権、経済的所有権ともに貸し手であるということで、資産も貸し手の資産として記録をせよということです。

現行のJSNAでは、基本的には全てオペレーティングリースという形で記録をしておりますので、これも基本計画に掲げられているということで、先ほどもお話がありましたけれども、推計方法の検討を行い、次回の基準改定で導入をしたいと考えております。

2. のところで具体的に記載してありますけれども、国際基準に沿ったリース区分を行います。フィナンシャルリースにつきましては、ほとんどこれはお金を借りているに等しいわけですので、サービスを提供する主体は全て金融機関として整理をいたします。このときにFISIMが発生いたしますので、そのFISIM産出額を推計して記録をします。

それから、重要な点ですが、フィナンシャルリースにより取得した固定資産については、取得した各産業に帰属をさせます。オペレーティングリースについては、その残りの部分を物品賃貸業に帰属をさせ、計上するという形になると考えております。

7ページ目の方に図解しております。真ん中にリース会社がありますが、右上のメーカ

一との間には売買契約が締結されて、リース会社と左上のリース利用者の間にはリース契約が締結されます。メーカーからリース利用者には、設備ですとか保守サービスといったものが直接供給されるというような形になっております。

申し上げましたとおり、このリース会社につきましてはフィナンシャルリースサービスを提供する金融機関と位置付けます。現行では非金融法人であるわけですが、そのように記録をして、左側に枠囲みで示しておりますけれども、リース会社の提供するサービスに対する産出をF I S I Mとして新たに記録をするという形になります。

そして、一番下の黒い枠囲みで記載してありますとおり、現行基準では建設機械にせよ何にせよそのリース資産というのは、リース会社の資産として記録をしているわけですが、左下にありますとおり、新基準では、リース利用者、建設機械なら建設業の資産として記録をするということになるわけです。

総固定資本形成について、例えばGDPに対する影響という意味では、建設機械に対する投資はフィナンシャルリースであれば、今まで物品賃貸業の投資とされていたものが建設業に振り替わるということですので、トータルには影響は与えません。それから、F I S I Mにつきましても中間消費に回りますので、これもマクロのGDPに対して影響を与えるものではありません。ただ、資本が実際に用いられる経済活動あるいは産業に帰属して計上することになりますので、生産性分析といった分野についてより適切なデータを御提供できるのではないかと考えております。

次に、8 ページ目です。これは国際基準というよりは昨今の経済情勢の変化に対応した推計方法の改善ということで、住宅宿泊事業、いわゆる民泊について対応する、捕捉して計上するということです。御案内のとおり住宅宿泊事業につきましては、訪日外国人が急速に増えておりますし、住宅宿泊事業法も2018年6月に施行されておるところです。ただ、なかなかC t o Cの部分はSNAでも捕捉が難しいということで、現状では計測・反映を行っていないところです。

対応方針のところですが、サービスを2種類に定義した上で産出額の推計を行って、J SNAにおいて反映を行うということです。1つ目が住宅宿泊サービスの宿泊料を受けて、住宅に人を宿泊させるサービスの部分。それから、そういった住宅宿泊サービスを仲介するサービス、利用者と住宅宿泊サービス提供者、家主のような方々との仲介を行うサービス、いわゆるマッチングプラットフォームと言われる事業者が行う仲介事業について計上をするということです。住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づいて、住宅宿泊事業の届出が行われますので—それは基本的に住宅宿泊事業法に基づいてということですが、その住宅宿泊の宿泊実績、それから、訪日外国人消費動向調査から得られる宿泊単価を用いて産出額の推計を行いたいと考えております。

なお書きのところですが、民泊と呼ばれるものの中には旅館業法上の簡易宿所に位置付ける物件で行われるものもありますが、これについては既に既存の統計で把握済みであると整理されるところです。他方で、全くその届出が行われていない物件で行われる民泊については、基礎統計の制約から把握が困難ですので、今回記録の対象とはしないと考えております。

9 ページ目に住宅宿泊事業の記録のイメージということで、簡単な図解を掲げております。マッチングプラットフォームが真ん中であって、利用者から支払われる宿泊代金はマッチングプラットフォームを介して、住宅提供者に受け渡されます。それと同時に仲介手数料やホームページ掲載手数料といったものが発生をするということです。

この産出額については申し上げましたとおり利用単価、これは観光庁の訪日外国人消費動向調査から把握するということです。延べ宿泊者数の数量につきましては、住宅宿泊事業法の宿泊実績から把握しまして、特区に基づくものについてはその分比率で膨らませるといった形で推計をするということで、それを仲介手数料の部分と宿泊料の部分に分ける推定をすることを考えております。

内容については以上でして、10ページ目に今後のスケジュールを記載してあります。今回は次回の基準改定でどういうことを項目として考えているかということをお紹介いたしました。先ほどの部会長のこの基準改定についての方針についても言及がありましたが、GDP への影響など非常に注目を集めるということもありますので、来年年明けの部会ではそういった相場観と申しますか、規模感も含めて、その推計結果等を報告させていただきたいと考えております。秋ごろにはユーザーに対して十分な情報提供をこれまでと同様に実施いたしまして、12月を目途に計数を公表するという段取りを進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上です。

**○宮川部会長** どうもありがとうございました。それでは、ただ今の内閣府からの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

菅臨時委員。

**○菅臨時委員** 5 ページなのですけれども、娯楽作品原本の資本化の御説明を頂いたのですが、芸術作品については今回御検討をなさらないのでしょうか。つまりここで記載したのは映画、テレビ番組、音楽、書籍でして、芸術作品は今回は対応しないのか、あるいは検討中であるのか、この辺り教えていただけませんか。

**○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** ありがとうございます。基礎統計の制約等に鑑み、まずはこの4つが現実的であろうというところで、それ以外につきまして少なくとも次回の基準改定で対応するのはなかなか困難だろうと考えております。

**○宮川部会長** ちょっと補足でお伺いしたいのですが、イギリスはどの範囲までやっているのですか。イギリスは多分アーティスティックオリジナルというところまでを推計しているのですよね。

**○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** すみません、ちょっと手元に資料がございません。

**○宮川部会長** ではまた後ほど、私の記憶が間違っているのかもしれませんが、その点も含めて、広い意味で諸外国でやっているところがあるのかどうか、また、どの範囲なのかということまで含めて、お教えいただければと思います。

**○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** かしこまりました。

**○宮川部会長** ほかに御質問は。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 その点は確かアメリカでは写真なども入っていますし、工芸品のデザインとかそういうのも入っていて、ものすごく範囲が広いのですけれども、ただ数字としては本当に微々たるものですから、ほとんどやっていないと思うのですけど。

○宮川部会長 ありがとうございます。

白塚委員。

○白塚委員 違う話題ですが、後でうるう年調整の話がされますけど、基準改定の際に1994年までしか遡及しないと、また同じ問題が繰り返されるのではないかと思います。時系列が短くて、うるう年にあたるデータが少ないので、うまくうるう年調整ができないということが多分起こる可能性が考えられます。そこをどう考えるのかというのは少し整理した方がいいのではないのでしょうか。せっかくうるう年の調整をされるので、基準改定後もこれをスムーズに継続していくためにも、できればできるだけ長く早く遡及系列を作ってほしいなと思います。

○宮川部会長 私もその点についてお伺いしたかったのですけれども、今回またこれだけ対応する中で、例えばリフォームとかリースとかは、かなり過去に遡って影響を与えそうな系列ではないかなと思いますので、今の白塚委員の御質問と併せて遡及をどれぐらいまでする予定なのかということをおあらかじめ確認したいと思います。そういう形でまとめているのですか。

○白塚委員 結構です。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。遡及については一応データの整合性とか連続性とか、そういうことを踏まえて基本的には1994年からということでもいつもやっているのですけど、大体基準改定が行われた後に、翌年とか翌々年に一応簡易推計という形で、1980年まで遡及をしております。完全に1994年以降からのいろいろな概念とか定義とかの調整は難しいのですけど、一応、ユーザーの方々の御要望がありましたので、1980年までは遡及すると。そういうデータを踏まえて、白塚委員がおっしゃったようにうるう年についても、今回実はそのダミーの採用に当たっては、1994年ではなく1980年まで遡ったデータで検証して、採用したということですので、今回も恐らく基準改定後、できるだけ頑張って1980年まで何とか遡及したいと思っています。

○宮川部会長 よろしいですか。

では、新家専門委員どうぞ。

○新家専門委員 ユーザーの立場から事前アナウンスの拡充をお願いしたいと思います。今回基準改定で多分注目されるとすれば、GDPの水準が増える点と、民泊のところだと思いますが、特にGDPの水準に関しては10兆円程度増えるということで、かなり注目される可能性があります。そこについては丁寧に説明する必要があると思います。

例えばある程度の規模感や過去からの推移など、事前アナウンスの段階で、ある程度その時点での試算値のようなものを出していただくと助かります。前回の基準改定ときはしっかりやられていた印象があり、研究開発がこれぐらいで、こんな感じで過去推移していますといった情報を早い段階で説明いただきました。今回も、時期と量について前回

並みかそれを更に拡充する形で御対応いただけないかと思えます。

それから、GDPの基準改定のリフォームのところですが、10兆円程度増えるということですが、年次推計はこれでいいとして、QEでどうなるのかということに興味があります。規模が大きいだけに、四半期で推計したときにちょっとした動きでかなり振れが大きくなってしまう可能性もあるので、QEの影響試算について、ある程度の段階になったらお示しいただけないかと思えます。

あともう一つ、民泊のところですが、規模はそれほど大きくないかもしれませんが、恐らく注目は高いと思えます。なので例えばマスコミから聞かれた際に、この住宅宿泊事業というのはどういう意味合いがあるのかとか、これを民泊と言っていいのかどうかとか、ある程度想定される質問があると思うので、それについての対応を事前に考えておいた方がよいと思えます。この民泊で今回把握できない部分もありますというお話があったかと思えますが、今回の推計では把握できない部分がどれくらい残っているのかという、アバウトでいいので、何か規模感のようなものがあるかというと思えます。いわゆる民泊と言われているもののうち、今回の推計で8割方把握できそうという話なのか、それとも1、2割しか把握できないという話なのか、それによって説明も変わってくると思うので、そういったイメージがあるかというと思いました。

以上です。

○宮川部会長 今、3点ありましたけど、内閣府からお願いできますでしょうか。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民经济計算部長 ありがとうございます。基準改定についてのいろいろなGDPに対する規模感を含めた事前の情報提供につきまして、少なくとも前回を下回るようなことがないようにといたしますか、これまでやってきた体制に少なくとも準じ、またいろいろとユーザーの方々の御要望を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

それから、リフォーム・リニューアルの部分のQEにおける推計ですけれども、QEの推計方法についてはまだ検討中でもありますので、推計方法が固まりましたら、事前アナウンスさせていただきたいと思いますし、また部会でも御議論いただくこともと思います。国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査もまだ始まってから間もない、時系列もまだ十分蓄積されておられませんので、どれくらいそれが使えるかということも含めて、現在検討中ですので、その辺も含めてまたいろいろと御議論いただければと思っております。

それから、民泊のどれくらいが推計漏れといたしますか、推計できない部分かということについては、正直それが分かればもう少し包括的な推計もできるのかなと思っております。難しいところは幾つかありますけれども、基礎統計がないということもありますし、先ほど申しあげました、簡易宿所という制度を利用して民泊が行われている部分のボリュームがあまりよく分かっておりません。それが既に現在のJ S N Aで推計されておりますので、そこがどれくらいかによって、全体から差し引かなくてはいけないような数字がどれくらいになるか変わってまいります。年明けの部会でほかの各項目について規模感を含めて御説明すると申しあげましたけれども、その機会に、例えば最大でこれくらいというような

示し方ができるかどうか、検討させていただきたいと思いますので、本日のところはそれでということで御理解いただければと思います。

○宮川部会長 どうぞ。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 事務局から補足させていただきます。

先ほど私が御説明いたしました参考3を御覧ください。表面の下の3分の1ぐらいのところに「SNA基準改定関連」とありまして、そこに47ページ、建築物リフォーム・リニューアル調査についてという項目があるかと思われま。下から6行目といったらよろしいのでしょうか、「SNA基準改定関連」という鍵括弧のすぐ下の欄の最後の方に、建築物リフォーム・リニューアル調査について、「同調査の公表時期については、少なくともQE（2次速報）に活用できるよう、公表を早期化する」とありまして、これが第Ⅲ期基本計画の課題となっています。つまり、現時点では、現在の建築物リフォーム・リニューアル調査を前提とすると、2次QEにもタイミング的に反映できないので、それをせめて2次QEに間に合うようにできないかというのが検討課題になっております。こちらについては令和2年度に何らかの形で御審議いただければと考えています。

そういう意味では、逆にいうと1次QEでは恐らく当面、建築物リフォーム・リニューアル調査を反映するのは難しいということなのですが、2次QEで何とかならないかというのは検討課題になっておりまして、来年度、御審議いただくことを考えています。

私からは以上です。

○宮川部会長 ただ今の内閣府と事務局からの御説明ですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに、宮川専門委員、お願いします。

○宮川専門委員 2点ありまして、1つは民泊の話で9ページのところなのですが、推計手法について、利用単価に延べ宿泊者数を掛けることで売上げの総額を計算する。そして、仲介手数料10%程度と想定して、マッチングプラットフォームの産出額を計算するというのが、この売上げの総額に10%を掛けるという話だとすると、これはマッチングプラットフォームが全部国内の産出だという前提であるように考えられるのですが、マッチングプラットフォームは結構外資系の企業もあったり、例えば日本法人があつたとしても売上げをどこに付けているのかというのは微妙だったりします。これは民泊だけの話ではないと思うのです。

そもそもアマゾンとかそういう話があるのが大きな問題だと思います。ですから、民泊自体は非常に金額が少ないと思うのですが、ここでは例えば訪日外国人、インバウンドの人が海外のサイトで予約していたら、その分はほとんど国内の生産とは関係ないという話もなりかねないわけ。民泊は金額が少ないのでそこまで細かくというのはないかもしれませんが、ほかの事例でも似たようなことが起こるかもしれないですし、今後増えてくる可能性もあると思うので、その辺りのサービスの輸入になるのか、あるいはどうカウントすべきなのかというところは、全体的に検討しておいた方がいいのではないかなというのが1点です。

これはコメントみたいなものなのですが、もう1点は、5ページ目の娯楽作品原本の資

本化のところで、OECDハンドブックに推奨されているので、やむを得ないということなのだと思うのですが、コスト積み上げ方式とロイヤリティ方式とで実際の金額はかなり相当変わるのではないかと思います。でも、それはもうデータがないということなのでしようがないのかもしれないのですが、これが固定資本形成として計上された後、資本減耗についてはそもそもどのように考えるのか。例えば償却は何年でといったところは、特にコスト積み上げ方式だとどんな形になるのかとか、そこまで詳細でなくてもいいと思うのですが、大体どういうことを考えられているというようなことを教えていただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○宮川部会長 今、答えられる部分で結構だと思いますので、よろしく願いします。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。プラットフォームが国内事業者かどうかということ、全く御指摘のとおりで悩ましいところです。民泊につきましては、基本的にといいますか、みなしで国内事業者であると推計をせざるを得ないと考えております。ほかの分野でもいろいろ類似のことはあろうかと思いますけれども、これも基礎統計次第というところがありますので、御指摘のとおり検討を進めてまいりたいと思っております。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 2つ目の娯楽原本の資本化に当たる際の償却期間の件ですが、検討中というのが正直なところです。相場観といたしましてはほかの知的財産生産物と比べますと継続的に価値を生み出し続けるような作品はあまり多くはないのではないかと思いますので、マクロで見ますと比較的短期間で償却するような感じはしていますけれども、引き続きここは検討させていただきたいと思っています。

○宮川部会長 ほかに御質問ありますでしょうか。

小巻専門委員、お願いします。

○小巻専門委員 コメントです、今いろいろな方から御意見ありましたが、次回基準改定で使われる基礎統計の変更によって年次推計とQEの間にかかなり差が出てくると思いますが。本部会で継続的に審議しております、いわゆるQEと年次推計との間のつなぎ目がない形での推計について今回どれくらい問題が生じるのかというのもある程度明らかにされた方がいいのではないのかなと思います。それも併せて今後いろいろ教えていただけないかなと思っております。

以上です。

○宮川部会長 今、答えられる部分はありますか。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 いわゆるシームレス化につきましては大きなテーマです。基準改定の作業の中でもいろいろと出てきた問題等につきまして、それを意識しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○宮川部会長 よろしいですか。これも後で課題として取り上げると思っていますので、ほかに何か御意見ありますでしょうか。

滝澤専門委員。

○滝澤専門委員 すみません、これまでも議論されていたら申し訳ないのですが、次回基準改定以降のお話だと思いますが、2008SNAへの未対応課題ということで、知的

財産生産物に含まれるデータベースなどを今後どういうふうに取り入れていかれるのか、お伺いしたいと思います。特にデータベースにつきましては、かなり注目が集まるものと考えられますし、間違っていたら御指摘いただきたいと思うのですが、フランスでは導入されているというようなことを調べました。宮川部会長が最初にミッションというところで2030年度ということをお提示いただきましたけれども、どういうふうに関後取り組まれていく御予定であるのかということをお、もし議論されていれば教えていただければと思います。

○宮川部会長 内閣府、お願いいたします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。データベースは御案内のとおり非常に計測が正直難しい分野で、いろいろなアプローチがあるというところまで私ども調査・研究をさせていただいていますけれども、やはり次回の基準改定では予定はしていません。そういう面では引き続きの検討課題ということになるかと思っています。どういうふうに関測定するのかといったところは、フランスの事例はあるのですが、あれもかなり大胆な仮定だと思っていますので、いろいろな国際的な比較可能性というのですか、先行事例なども参考にして、そこは検討させていただければと思っています。

○宮川部会長 よろしいですか。

ほかに御質問ありますでしょうか。私から1点だけ確認事項です。リースのところなのですが、先ほど御説明でフィナンシャルリースについては、F I S I Mの対応を使うということですが、そうすると制度部門別の勘定も変わってくるのですか、それともそれは変えないということですか、金融とか非金融の区分ですけれども。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 金融機関として分類をします。

○宮川部会長 金融機関として分類をする。そうすると金融部門に入る。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 制度部門としては金融機関になります。

○宮川部会長 そうするとその部分の区分けというか、それは変わってくるということですね。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 はい。

○宮川部会長 ほかに御質問等ありますか。よろしいですか、たくさんの御質問、御意見ありがとうございました。

それでは整理させていただきたいのですが、まず、新しく試みられる部分、いわゆる無形資産のうちのいわゆる娯楽作品原本の資本化とか、それから、住宅宿泊事業ですね、これについては本当に新しい試みなので、皆様からいろいろな御意見が出ておりますので、国際的な推計の方法だとか、それから、民泊なども推計のカバレッジだとかそういった部分については今後の審議の過程でできるだけ詳しく分かりやすく内閣府に御説明をいただくとよいかなと思います。

それから、情報提供の件につきましても前回と同じく、またはそれ以上になるようお願いしたいと思います。ただ、先ほど広田部長からお話もありましたように、規模感等いろ

いろとこの国民経済計算体系的部会でも説明をされると思いますし、そこでの資料は公開されますから、ある意味でいけばどうということが今度の基準改定で行われるかというのは、この会議から既に公表されていくことになっていると思うのです。もちろん、それだけでは一般には分からないということもあろうと思いますので、内閣府独自としていろいろな会議体で、ここでの議論も含めてそういったことを御報告していただけるといいかなと思います。

また、小巻専門委員から御意見が出たようなQ Eと年次推計との差といいますか、年次推計の方では、いわゆる一次統計をより一層利用していくけれども、1次Q Eとかではなかなか利用できない、その部分のギャップが今度は増えていくのではないかということについての対応というか、一遍に対応はできないと思いますけれども、順次どういうふうに対応していくかという側面についても、情報公開という点からも情報提供していただくのがよいかと思っております。

それから、遡及推計についても前回の基準改定と同様のことと理解いたしました。そのような形でお願いしたいと思います。

それから、今回対応できない知的財産生産物、いわゆる滝澤専門委員からお話がありましたデータベースの件については、これは将来的な課題としてやはり内閣府でも留意しておいていただきたいということかなと思います。

このような取りまとめにさせていただきたいと思います。何か論点が落ちていましたら御指摘させていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

**○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官** 宮川部会長、1点、少し補足させていただきたいと思うのですが、先ほど次の基準改定で産業連関表に新たに推計したリフォーム・リニューアルなどの項目で、先ほど新家専門委員の話がありましたけど、かなり増額と申しますか、上方改定というような部分、御指摘があるのですが、結局新しく取り込むものと、それから一方で、ベンチマークが変わるということで今までのものから詳細なベンチマークに改定をするわけですので、個別に見ていきますと下方改定される項目も正直言って多々ありますので、一応全体としてどうなるかというのは、前回の基準改定でもそうだったのですが、やはり作業してみないと分からない部分があります。ですので、その部分については多分全体としてどうなるかというのが分かるのは、秋ぐらいだと思うのですが、ただ、個別の項目でGDPのインパクトがある、GDPの何%ぐらいのインパクトがあるのではないかというのは、例えば次回の部会で今日お示したような個別の項目のときにお話しできればという感じがしています。

**○宮川部会長** はい、どうぞ。

**○新家専門委員** 前回の基準改定のときも研究開発が含まれるという説明があった一方で、ベンチマークについての説明もありました。その上で、その要因がそれぞれ幾らぐらいというのを表にされて、トータルでどうなるかという話を細かく説明していただきました。今回も、そのような感じをお願いできればと思います。ベンチマークが変わることはもちろん承知していますが、それについての影響度合いを事前に出していただけると分かりやすく、事後に混乱しないと思います。

また情報提供のやり方について、この会議の内容は公開されると思うのですが、恐らく一般の人は見えていないと思うので、内閣府のホームページで出された方がいいと思います。

**○宮川部会長** どうもありがとうございます。今の点いかがですか。前回どおりということは、先ほど私も申し上げましたし、もちろん国民経済計算体系的整備部会だけで情報提供したということは、前回どおりであればそういうことはなかったわけですから、内閣府独自でもユーザーの方々に情報提供をお願いしたいし、特に新家専門委員がおっしゃるのは要因分解のところをしっかりとしてほしいということであろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次の議事は分配面の四半期別GDP速報等の検討状況についてですが、本件は議事次第の6番目の議事、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発と関連が深いことから、2つの議事を併せて審議することにしたいと思います。

四半期別GDP速報等の検討状況については、前回の部会で内閣府から生産側QNAの課題に関して御報告いただきました。今回は分配側の課題について検討状況を御報告いただきます。また、三面の整合性に関する研究開発については、前回部会でも御紹介したとおり、委員から本部会において今後の検討の進め方について整理していくことが必要と御意見があったことを踏まえ、御報告いただくこととしたものです。

それでは、内閣府から併せて御説明をお願いいたします。

**○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** では、資料4にあります分配側QNAの試算概要という資料で御説明させていただきたいと思いますが、前回の部会では生産側QNAの検討状況について御報告いたしました。新任の委員の方もおられるということで、本日参考6として配布させていただいておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

では、資料4に基づいて御説明させていただきます。

分配側QNAは、国内総生産を分配側から捉えるということで、一番上に皆様御案内のとおりですけれども、定義式として雇用者報酬、営業余剰と混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を加えたものから補助金を引いたものという形で表されるわけです。

年次推計における扱いですけれども、分配面の計数は生産側の推計をコントロールトータルとして推計をされます。四半期原系列はその年次推計期間について公表済みです。

速報期間において、四半期で計数を出すということについては、基本的な考え方としては年次推計の四半期値を出発点に延長推計をするということになるかと思いますが、その下、細かい字で恐縮ですけれども、なかなか難しい点もあります。既にQEで推計されている雇用者報酬といった系列はそのまま使えばよろしいわけですし、営業余剰や混合所得については、法人企業統計といった利用可能な四半期補助系列を用いて延長する。あとは生輸税のうち国税はそういった補助系列を作り得るものがあるわけですけれども、地方税についてはそういったものがないので予算で延ばす、あるいはそれ以外のものについてはトレンドで延ばすということを組み合わせて試算を行ってきているというところでは

おめくりいただいて「2. 分配QNAの推計精度の分析」です。これについては既に過去の部会でも御紹介した内容そのままです。確認を、おさらいを兼ねていますが、上が四半期の改定幅、下が年度の改定幅ですが、やはりオレンジの部分、営業余剰・混合所得の部分で改定幅、四半期のところで見ますと2%、3%といった改定幅が生じているというところ。これは生産側のGDPの試算値に比べても大きな改定幅となっています。

おめくりいただきまして「3. 年次推計と四半期速報推計の違い」のところ、年次推計と四半期推計の推計方法と用いる基礎統計について整理をしております。ちょっと細かくて恐縮ですが、一番ウェイトの大きい営業余剰、その中でも民間非金融法人のところ、それから、混合所得の個人その他のところと一緒に推計をしておるわけですが、年次推計においては付加価値法で推計されたトータルから、決算書などから制度部門別に推計可能なものをはがして、その残差を民間非金融法人と個人その他企業の営業余剰・混合所得という形で計上しております。それを速報推計では何らかの形で延長推計をしなければいけないという問題があります。

また、金融法人につきましても、年次推計では全体を付加価値法で推計したところから、公的を差し引くというようなことをやっておりますけれども、速報推計についてはまた延長推計をするという形になっております。

また、下の方ですが、生産・輸入品に課される税につきまして、申し上げたとおり国税については毎月の収入額調べというものがありますが、地方税については予算ベースで前年比延長をしなければいけないという状況になっております。

次のページ以降に、申し上げたことを簡単に図解しております。「4. 年次推計とQNAの推計手法の違い（営業余剰・混合所得）」のところですが、この下の図でまず付加価値法によって営業余剰・混合所得全体を推計し、そこから決算書等の情報が使えるところについては、制度部門別に個人の持ち家、個人農林水産業あるいは金融機関、公的非金融法人といったものをはがすと。それを個人のその他産業と民間非金融法人に割り振っているというようなことをやっておるわけですが、このような配分調整をした値を基に延長推計をするということが果たして適切なのかといった問題があります。

また、次のページ「5. 年次推計とQNAの推計手法の違い（金融機関の営業余剰・混合所得）」ですが、金融機関のところについて金融・保険業全体の営業余剰・混合所得を推計した後、公的金融機関の営業余剰を決算書などから推移してはがして、残差で民間金融機関の部分を求めているというところで、それを基にして延長推計することの難しさがあるということです。

また、次のページが最後、生産・輸入品に課される税についてですが、特に地方税について基礎統計がないため難しいということを申し上げましたけれども、下のグラフ、これはこの生輸税の改定率を四半期と年度でグラフにしたものですが、地方税は一旦国庫に納付された後、地方自治体に分配される場合に、どうしてもラグが生じるということで、そもそもなかなか発生主義的な記録が難しいわけですが、この青線が年次推計ですが、決算書を基にしたものに対して、速報ベースで予算額などを用いた推計値は、例えば消費税率の引き上げといった制度変更時にずれが大きくなってしまいうということが見てと

れます。これも様々な工夫によってある程度近似することは可能なのだと思いますけれども、そもそもの基礎統計の難しさがあるということで、これまでの試算結果については評価を行っているところです。

冒頭の部会長の本部会の方針のところでも言及されておられましたとおり、分配側のQNAについては様々な問題があるということで、もう少し年次推計も含めて一体的に検討すべきではないかということもありました。これまでの御議論でもそういった声が大きかったと認識をしております。

資料6を次に御覧いただければと思います。生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究についてという資料です。第Ⅲ期基本計画の審議スケジュールのところでも御紹介がありましたけれども、第Ⅲ期基本計画でもこの三面の整合性に関する研究プロジェクトを実施するということがうたわれているところです。これを来年度に内閣府に研究会を設置しまして、まずは年次推計も含めて研究をしっかりと進める。その上で年次推計、更にその延長線上にある四半期速報について分配側をどのように進めていくべきかということを考えるべきではないかということで御提案させていただくものです。

資料6の1ページ目の問題意識・経緯については、もう皆様先刻御承知のことですが、1つ目の●のところでは当然勘定体系は生産・支出・分配の三面が概念的に、整合的に記録されるべきということですが、2つ目の●で、実務においてはなかなか当然基礎統計が異なるということで、生産と支出については統計上の不突合を計上していると述べております。それをなるべく小さくするというところで、SUTの枠組みを用いているところです。

他方で、分配面につきましてはこれまでも申し上げましたとおり、年次推計で営業余剰・混合所得をバランス項目として計上します。これはSNAにのっとったやり方であるわけですが、ただ、どうしてもそうしたプロセスで求まる計数が、他の統計で示される指標の動きと整合的でないということも多々見られるというところです。

このような状況に鑑みて一度そういった分配面の計数の概念整理、その他類似の指標の動きとの違いの要因等を分析することによって、分配面の年次推計、そしてQNAの方向性について考えていきたいと考えております。

2ページ目に今後の進め方として、その体制について具体的なことを案として記載しております。来年度より内閣府に有識者参加の研究会を設置いたしまして、必要な試算、いろいろな御議論あると思いますので、それに応じて試算を行いつつというような形式で検討を進めてまいりたいと思っております。

研究会には学識経験者の方、あるいはエコノミスト等の方々など3から5名程度に御参加いただくことを考えております。1つの区切りとしてやはり来年度内に報告書を取りまとめることを考えております。

論点としては多岐にわたりますけれども、例えば営業余剰・混合所得の概念整理から始めて、法人企業統計との違いの検証ですとか税の情報と雇用者報酬の関係、あるいは雇用者報酬の推計手法の検証といったもの、これらは一例ですが、そういったことを含めて御議論いただき、検討・検証を行うこととしてはどうかと考えております。

この研究会がまさにSNA部会の意を受けてということですので、最終的に報告書は部会に報告をするということになると思いますし、議論の状況についても節目節目で部会にも御報告をしながら、御議論を踏まえて進めていくというのが適当であろうと考えております。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。ただ今の内閣府からの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 この資料4の2ページの左上の部分、第2象限のところですが、この年次推計において、この四半期系列がこのようにできるというのは、暦年で生産面から付加価値総額が分かり、その付加価値総額の四半期別の動きは支出面の動きによって分解ができるということであると思われまますので、四半期の年次推計分については、生産面だけではなくて支出面の情報も入っているということだと思っております。

これに対して速報になってしまうと、今度はある適当な補助系列を一本持ってきて、それをポンと延ばすだけなので、相当情報の量が違っているというのが現状だと思うのです。したがって、速報部分についても生産側の情報と支出側の情報、これらをうまく使って統合していくということが必要だということか、QNAでは単独統計と比べて、統合することによって整合的な数値を得ることが可能になるという利点があるので、是非そういう観点からこの研究会について運営に当たっていただきたいと思っております。

それから、資料4の最後のページの論点のところですが、生産・輸入品に課される税は、今は収入ベースで捉えているわけです。発生主義とは相当違っているので、この生産のタイミングで徴収するとどうなるかという観点も是非入れてほしいと思っております。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。内閣府からお答えありますでしょうか。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。御指摘の点を踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○宮川部会長 ある意味今後検討会の中で、今の中村委員の論点を入れていくということ踏まえていただくということでもよろしいですか。よろしいですか。

では、新家専門委員。

○新家専門委員 分配側の推計が難しいというのは承知しているのですが、生産側の方のスケジュール感を教えていただきたいと思っております。参考3を見ると、生産面については令和元年度下期のところ、推計方法の改善と公表の可否を審議というところまで記載してあります。イメージとしては今年度内に試算の数字を完全に出して、公表するかどうかまで今年度内に結論を得るという理解でいいのでしょうか。

○宮川部会長 内閣府、いかがですか。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 御指摘のとおり今年度内に間に合うよう、今、鋭意作業をしております。その推計した試算値については、これまでの御議論を踏まえたものをお示ししたいと思います。その想定される改定幅ですとかそういったも

のも御覧いただき、審議をいただき、公表に値するものかどうかということをお判断いただくことになろうかと思えます。

○宮川部会長 補足しますと部会長としては、基本は公表の可否を定めるというのはやや引いた言い方だと私は考えていて、基本的にはこれまでの議論の経緯からすると、公表はしていきたいと考えていて、それはできるのではないかなと個人的には思っています。ただ、公表の仕方についてはいろいろと検討すべき点があると思えますので、そういう意味で私が申し上げた本部会のミッションの「当面の課題（3）」のところで、「生産側QNAの推計と公表の方針を定める」と記述した意図は、公表にもいろいろなやり方があり、恐らくユーザー側でも支出側と生産側の両方イーブンで公表したときに、まだ使い方も分からなくて混乱するというようなこともありますから、その辺のユーザー側にとって使いやすいとか、あまり混乱しないような公表の方法もあるだろうと。そこは今年度中に定めたいと個人的には考えていますし、私はこれまでの国民経済計算体系的整備部会の議論からも、そういう流れで議論をしてきたのではないかと理解しております。

もし内閣府の方でありましたら、言っていただきたいと思いますけれども、私の書いたミッションの意図はそういうことです。よろしいでしょうか。

斎藤専門委員。

○斎藤専門委員 資料6の●の3番目の部分なのですが、分配面については付加価値から雇用者報酬等を考慮したバランス項目として、営業余剰・混合所得を記録するというやり方を今とっているわけですが、今回の検討ではこの制約も変える可能性があるということなのかというのが1つです。個人的にはここが変わらないとこの問題は解決しないのではないかと考えています。

2008SNAではこういうやり方と記載してあるのですが、海外はこのやり方でやっているのでしょうか、それともこの制約を外してやっているところがあるのでしょうか。

○宮川部会長 内閣府、お願いいたします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 海外のやり方なのですが、一応推計マニュアルでは残差でやるというのが基本でありまして、ただ、アメリカではたしか概念がGDIでしたか、あちらではまだ独立推計をしているとか、やはり国によって違うと思います。国によっていろいろな出し方があるというのがあります。

基本的には、財の流れの中で推計して、それで残差として捉えるところは一般的だと思いますけど、アメリカの例もありますので、そこは各国でどのような統計を出していくのが望ましいかという観点で議論されていると思います。

○斎藤専門委員 必ずしもこれにこだわらずに議論していくということですね。

○宮川部会長 斎藤専門委員、今の回答でよろしいですか。

白塚委員。

○白塚委員 今のフォローアップみたいな感じですが、今のところは僕も大事だと思っていて、特に年次推計だったらいろいろなデータが使えると思いますから、そのところをもう少し工夫してやるのが大事なのかなと思います。

やはりGDP推計ですから、その水準がどうなのかというクロスチェックの意味でも、

きちんと三面で積み上げたもので比べて、どういうものなのかということを考えるということが僕は大事だと思っているので、そういう意味では是非そこはしっかりと前向きに検討してほしいなと思います。

○宮川部会長 内閣府、お願いいたします。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 まさに、そういったものも含めて包括的にこの時点で研究するということですので、何らかのこういうやり方はそもそも議論しないとかそういう制約を設けるつもりは全くありません。念頭に置いて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○宮川部会長 ほかに御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、このようにまとめさせていただきたいと思います。今、お話がありました分配面の件につきましては、いろいろと委員から御意見を頂いております。非常に推計が難しいこともあり、年次、四半期、それから三面との整合性、これらについていろいろ委員の皆様から貴重な御意見を頂きました。それらの御意見につきましては、内閣府が今説明されました研究会の中での論点として反映をしていただいて、そして、最終報告ではなくて、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、随時今の委員からの御質問に答える形で中間報告をしていただくということにさせていただきたいと思います。

それから、新家専門委員からお話がありました生産面の取扱いですけれども、これは私の運営の方針としては、先ほど言いましたような形で、どのような形になるか分かりませんが、3月の公表の決定を目指してやりたいと思っています。

ただ、その前の公表の仕方や解釈、使われ方、いろいろ検討しなくてはいけないこともありますので、特にユーザーの方々からの御意見、御協力を得ながら進めていきたいと思っています。

以上のようなまとめ方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは次に、QEの推計制度の確保・向上に関する課題への対応：うるう年調整についてです。

なお、本件につきましては、前回部会において内閣府から検討結果を御報告いただいて、「非耐久財についてうるう年調整を行う」との方向性を適当と整理いたしました。その際、内閣府に事前のアナウンスについて具体的に報告すること、バックデータを提示することを要請しておりました。本日はその回答となります。またこの関連で、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要と反動減の処理についても併せて御報告をいただくことにいたしました。

それでは、内閣府から御説明をお願いいたします。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 資料5を御覧ください。上の対応方針のところは、前回の御了承事項です。今、部会長からおっしゃっていただきましたとおり、2019年7-9月期2次QEより、国内家計最終消費支出の非耐久財についてうるう年調整を実施するという御了承いただきましたので、そのとおり進めてまいりたいと

思っております。

その情報提供につきまして、今後のスケジュールという下の表のとおり考えているところ です。

まず、7－9月期2次QE、これは12月9日に公表をすることを決めておりますので、その事前アナウンスを11月下旬に行うこととなりますが、その際にうるう年調整を行うと いうことをホームページ等を通じて事前アナウンスの中で記載します。また、12月9日の 2次QE公表時にもそのとおりうるう年調整を行っていることを記載して、このタイミン グで季節調整スベックを改定して公表するという例年どおりの取扱いをすることになりま す。

それから、当該の2月が含まれる2020年1－3月期は、1次QEの事前アナウンスを4 月の後半にすることになりますので、その際にも当然うるう年調整を行っておりますとい うことを記載いたしますし、公表時にもその旨しっかりと説明をしていきたいと考えてお ります。

おめぐりいただいて、2ページ目です。上に掲げておりますのは前回部会でお示した グラフでして、うるう年調整がある場合、ない場合というのをグラフで重ねております。 そのバックデータとして下に表を掲げているところですので、御覧いただければと思いま す。

次に、3ページ目です。消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動減の処理ということで 記載をしております。

こちらは今回の御相談になってしまい申し訳ありませんでした。前回の部会で併せてこ れも御相談すべきであったところを、直前になってしまい申し訳ありませんでした。

経緯といたしましては、前回の消費税率引き上げ時に駆け込み需要・反動減が予想され るということで、事前に季節調整のダミーを2014年1－3月期と4－6月期に入れている ところ です。

今回、今年の10月から消費税率が上がっておるわけですけれども、税率の引き上げ幅が 3%ではなくて2%であるとか、軽減税率があるとか、様々な平準化措置はとられておる ところではありますけれども、その実際の駆け込み需要・反動減の大きさというのは、こ れは事前には分かりませんので、前回と同様に季節調整を行うに当たって本年7－9月期 と10－12月期にダミー変数を入れた処理を行いたいと思っております。

処理を行う系列につきましては、国内家計最終消費支出のうち耐久財、半耐久財、非耐 久財について行い、サービスについては入れません。

これは時系列が蓄積されていけば、実際はそれほど反動減がなかったとか、あるいは入 れておいてよかったということが次第にはっきりと検証できるようになってまいりたいと思 いますので、そういったデータが整った段階でしっかりと再検証をして、取扱いについては 引き続き検討していきたいと思っております。

言うまでもないことですがけれども、このような取扱いにつきまして、7－9月期の1 次QE公表前の事前アナウンスにおいて情報提供を行うということで進めてまいりたいと 思っております。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対して何か御意見、御質問等ありましたらどうぞ。

どうぞ、新家専門委員。

○新家専門委員 すみません、また情報提供の話になってしまうのですが、消費税の駆け込みと反動の処理のところですか。情報提供のタイミングなのですが、民間のエコノミストの仕事においてQ Eの予測は割と大きな仕事なのですが、ほとんどの会社が、鉱工業指数が公表された日ぐらいに予測をリリースしています。

ただ、これまで内閣府からQ E推計の推計手法の変更についてのアナウンスが出るタイミングが、例えば鉱工業指数が出る前日の午後であったりとか、当日であったりとか、非常にぎりぎりのタイミングであることがすごく多い。

今回は10月31日が恐らくそのQ E予測を出す日になります。ただ、この資料に10月下旬と記載してあるので、何となく嫌な予感がしています。私はここで聞いたからいいのですが、一般の方は恐らく直前になって事前アナウンスが出て混乱すると、精査もする時間がないということになってしまいます。それで推計値にうまく反映できずに出して、実際に出たときにずれてちょっと混乱が起こるとということにもなりかねないので、できれば事前のアナウンスをもう少し前倒しできないかと思います。

○宮川部会長 ほかに。内閣府、いかがでしょう。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。事前アナウンスのタイミングにつきましては、御指摘のとおり鉱工業指数が出るなるべく前にはと考慮しておりますけれども、それに間に合わないことも最近多々あるということは事実です。

今回が更に早くできるかどうかというのはいろいろ今の手続きの問題などもありまして、お約束できないのですけれども、もう少し予測を出される方にとって有用になるようなタイミングにできないか、検討させていただきたいと思います。

○宮川部会長 これについては私もまた後でちょっと申し上げるようにしますので。

ほかに御意見ありますでしょうか、山澤臨時委員。

○山澤臨時委員 駆け込みと反動についてですが、これは季節調整を計算する際にダミーを入れるということで、結果となる季節調整値から駆け込みと反動の影響が除かれるわけではないのですよね。そこをはっきりさせていかないとと思っています。駆け込みと反動の影響を除いた季節調整値を作ろうと思えば作れると思いますが、影響を除いてないので、データがかなり高くなったり低くなったりするということだと思っています。

○宮川部会長 どうぞ。

○広田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 むしろダミーを入れるということは、そういった不規則変動の影響をそのまま反映させるということだと思っています。そういう処理をX-12-ARIMAで行うということです。

○宮川部会長 ほかに何か御質問等ありますか。よろしいですか。

先ほどの新家専門委員からの一般への情報提供・公開が遅いということですが、確かにそうですし、それとは別に議事を運営する部会長の立場からも、この議題というか、この

ことが私の耳に入ってきたのも本当に直前なのですね。

そもそもその消費税の税率の引き上げなどは前から決まっているわけですから、そして、2014年の段階では引き上げ前と引き上げ後にダミーを入れているわけですから、その辺のところは、うるう年の調整よりも前にむしろ決定できる話で、逆に私などは話を聞いたときに、別にこれは前回の部会できちんと議論してもらってもよかったのではないかということをお願いした次第です。

そういう意味では、我々への情報提供といいますか、方針を示すのも非常に遅かったというのが今回私としては非常に遺憾だと思っております。

そういう意味では、消費税率の影響とGDPについて、しかるべきルールがあるならルールにのっとっているということで、きちりと事前に説明をしていただきたい。こういうことも含めて、先ほどの新家専門委員のユーザー側の要望にも応えていただきたいと思っております。

それから、今回はそういう意味で消費税率引き上げ、それからうるう年調整に関して、2つのダミー変数を入れるということです。その効果、結果についても、やはりフォローアップしていかないといけないと思っておりますので、1－3月期が大体うるう年の調整の終わった段階でどうだったかと。私も実は個人的に懸念しているのは、この10月は非常に災害も多くて、この辺多分エコノミストの方もいろいろと考慮されていると思うのですけれども、ちょうど消費税率引き上げのタイミングに重なったということもありますので、そういうダミー変数でうまく処理できているのかどうかというようなことも含めて、一旦一段落したところで内閣府の方から改めて御報告をいただきたいと思っております。

このような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました審議は以上になります。本日御審議いただいた内容につきましては、次回の統計委員会に報告をさせていただきます。

それでは、次回部会の開催日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の予定ですけれども、現在のところ未定です。詳細が決まりましたら、改めて御連絡いたします。

○宮川部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会は終了といたします。長時間ありがとうございました。